

気づいて 学んで つなごう

消費者ネットワークわかやま



四季だより 第13号

2015年7月

発行 消費者ネットワークわかやま 〒640-8323 和歌山市太田3丁目10番10号
わかやま市民生協気付 TEL 073-474-1124 FAX 073-474-8649
HP: cnw.wakayama.jp

消費者ネットワーク和歌山は、2011年3月に発足し、今年4月に第5回総会を終えることができました。私たちは、消費者被害のない、誰もが安心して暮らすことのできる和歌山県下の地域社会づくりを目指して活動をしています。

2013年度に全国の消費生活センター等が受け付けた相談件数は、93万5000件ということであり、特に高齢者の相談が10年で3倍に増えていると報告されています。和歌山でも、本年4月に和歌山市内の66才の女性が「金融庁の職員」などを名乗る男性らに総額9440万円を欺し取られたという被害が新聞に出ています。県下の振込め詐欺などの消費者被害は、昨年5億6500万円にのぼったと県警が発表しています。

私たちは、毎年、消費者啓発活動として、落語家による悪徳商法の手口のお話、公開学習会、県下4カ所での消費者講座などを開催しております。

今後も、消費者被害の未然防止、関係機関との連携による被害者救済に取り組んでまいりますので、皆様のご支援・ご協力をお願い申し上げます。



消費者ネットワークわかやま
代表世話人 由良 登信

消費者ネットワークわかやま 第5回総会開催

4月25日(土)に和歌山市北出島 プラザホープにて消費者ネットワークわかやま第5回総会・記念企画を96人の参加で開催しました。

総会では、2014年度の活動報告や決算報告、2015年度の活動方針案や予算案、2015年度役員が提案され、それぞれ確認されました。また来賓挨拶として和歌山県から岡本局長、和歌山市から坂口部長にご挨拶を頂きました。



和歌山県環境生活部 県民局長
岡本 勝年様



和歌山市 市民環境局 市民部 部長
坂口 智己様

2015年度
消費者ネットワーク世話人会 役員

代表 由良 登信(弁護士)

副代表 岡 正人(弁護士)

副代表 森脇 広幸(司法書士)

会計 山本美佐子(司法書士)

～第5回総会・記念企画報告～



日 時：2015年4月25日（土） 13:00～15:30
場 所：和歌山県勤労福祉会館プラザホープ 4階ホール
参 加：96人

総会終了後、昨年評判の良かった落語を今年も、記念企画として行いました。

総会のあと、記念企画を『こけ枝の笑って学ぶ 消費者トラブル!』と題して開催しました。講師に「桂 こけ枝さん」をお招きし、悪徳商法や振り込め詐欺・ヤミ金融など、多くの方が被害に遭っていますが、そんな悪質商法などに騙されない、賢い消費者になるためにどうすればいいのか？落語で笑いながらだまされないコツやヒントを学びました。

手口が巧妙化する中、みなさん、被害に遭わないために、騙されない賢い消費者になりましょう・・・



参加された方の感想

- ・とても楽しいお話で勉強になる内容だった。
- ・複雑化する社会の中でトラブルに会うことのないよう生活していきたいと思いました。
- ・今日のような楽しく勉強できるテーマを続けていただけたらと思います。
- ・予想していたほど堅い話でなかったので聞きやすかったと思います。
- ・はじめて落語を聞いたが、すごく引き込まれ楽しい話を聞かせていただきました。
- ・わたしたち家族にとって初めての生落語も聴けてよかったです。

和歌山県消費生活センターの消費者相談から

平成26年度に県消費生活センターに寄せられた相談は、前年度を309件上回る6,457件の相談がありました。

そのうち最も多い相談は、「ウェブサイト関連」です。例えば、スマートフォンやパソコンで動画を閲覧中、年齢認証ボタンをクリックしたら、高額の料金請求の画面が表示されたという内容の相談です。これは契約が成立していませんから、相手にしないことです。世代を問わず寄せられる相談ですので、継続して広く啓発を行っていく必要があります。

高齢者を狙う詐欺的投資取引についても依然として多くみられます。介護施設の入居権等の名義貸しを持ちかけ、複数の人間が役割を分担して登場、後に法律違反し罪になると脅かす「劇場型勧誘」の手口です。消費者を騙そうとする手口は、日々巧妙化、複雑化し続けています。被害の未然防止のために、地域での見守り等関係機関の一致協力した取組が必要です。



KC'sの差止活動報告



適格消費者団体 非営利活動法人 消費者支援機構関西(KC's)

◇KC'sは、主に関西エリアで活動する適格消費者団体(不当な勧誘や契約条項などに対して被害の拡大を防止するため消費者に代わって、事業者に対して改善をもとめ、受け入れられない場合は差止請求訴訟(全国で34件の訴訟)ができる団体。全国で12団体が認定。

◎TSUTAYAのレンタル利用規約のレンタル商品破損時の補償に関する条項等について改善されました。

<TSUTAYAレンタル利用規約等で改善された主な点(4月から随時実施)>

- 1) レンタル商品破損時は原則貸出店舗が補填することを明記した形に約款が改訂された。
- 2) レンタル商品紛失時の損害賠償についてメーカー設定価格を「上限」とする旨明記する形に約款が改訂された。
- 3) 約款の文字について、フォントを変更するなどの配慮を行い、重要事項については別途ページを設け、より大きな文字ポイント数で記載する形に約款が改訂された。
- 4) 利用者が約款をいつでも確認できるよう、印刷した約款を店舗常設する等改善が行われた。

◎貸衣装会社(株)レンタルブティックひろ(ヒロウェディングコスチューム)に対する解約金条項の使用中止をもとめた裁判は、和解が成立しました。

大阪地裁堺支部で2015年3月16日に成立した和解の内容は、解約時期を細かく設定して、各時期の解約金の算出基準を変動させるというものでした。これは貸衣装業界全体におけるあるべき解約金徴収のルールの一例を示すものとして、同業他社への波及効果が期待できものと考えています。

【和解条項要旨】

- ① 4月1日以後、旧契約を締結しない。
- ② 解約金条項を変更する。
- ③ 旧契約書用紙の廃棄・使用停止。
- ④ 従業員に①～③を周知する。
- ⑤ ①～③を実施しない場合は、お金をKC'sに支払うこと など

【契約条項の変更内容】

| | 契約日 | 契約7日目 | 契約8日目 | 30日前 | 29日前 | 24日前 | 23日前 | 18日前 | 17日前 | 30日前 | 29日前 | 10日前 | 9日前 | 2日前 | 前日 | 挙式当日 |
|------------|-----|--------------------------|-------------------------------|-------------------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|------|------|
| 変更前 解約金 | 無料 | | | ← 30% 差止対象 → | | | | | | | 40% | 50% | | 80% | 100% | |
| 変更後 解約金 | 無料 | 5% (ただし、契約日を60日経過の場合) | 15% (ただし、契約日を60日経過の場合は20%) | 25% (ただし、契約日を60日経過の場合は30%) | 30% | 40% | 50% | | | | | | | 80% | 100% | |

KC'sの訴訟・申入れについて詳しくは、HP(<http://www.kc-s.or.jp/>)にてご覧ください

公開学習会(7月開催)のお知らせ

日時: 7月27日(月)9時30分～11時頃

会場: わかやま市民生協 本部組合員ホール

和歌山市太田三丁目10番10号 TEL073-474-1124

テーマ: 「スマホ、ゲーム機、他ネット、SNSに潜む罠」

講師: 篠原 嘉一氏 (NIT 情報技術推進ネットワーク)



携帯電話、スマホ、ゲーム機、SNSなどから、消費者被害が多発しています。
何が問題なのか詳しくご説明いただきます。

ご家族で安心してIT機器を使えるように学びましょう! 親子での参加も可能です!

「2015年度 消費者ネットワークわかやま 新規加入のご案内」

消費者ネットワークわかやまは、県内の弁護士、司法書士、消費生活アドバイザー、消費者団体などが参加し、消費者被害のない誰もが安心してくらすことができる和歌山県の地域社会づくりに向けて活動しています。具体的には、消費者問題学習会の開催や県内の各市に対する消費者行政ヒアリング調査に取り組んできました。

会員にご加入頂いた方には、消費者ネットワークわかやま会報(四季だより)、消費者ニュース(消費者被害にあわないための啓発チラシ)をお届けしています。

私どもの活動は、会員登録していただいた皆様の年会費で運営しています。消費者ネットワークわかやまの趣旨に御賛同いただき、2015年度新規会員の手続きをぜひ宜しくお願い致します。

きりとりせん

消費者ネットワークわかやま加入申込書

団体名または個人名 _____

ご担当者名様 (団体の場合ご記入下さい) _____

ご住所 〒 _____

TEL: _____ メール _____

年会費 _____ 円 _____ 円

※ (個人1口500円・団体1口1000円、1口以上でお願いします。)

申込日 2015年 月 日

(お振り込みの場合は下記まで)
金融機関・支店名 ゆうちょ銀行 太田郵便局
口座内容 振替口座
口座番号 00960-9-195026
口座名義人 消費者ネットワークわかやま
代表世話人 由良 登信
※ 銀行から上記の口座に振込みする際は
下記となります。
支店番 0九九店(099)
預金種別 当座 口座番号 0195026

消費者ネットワークわかやま 事務局
和歌山市太田3丁目10番-10号わかやま市民生協気付
TEL073-474-1124 FAX 073-474-8649 HP:cnw.wakayama.jp